

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和8年2月17日

広島県知事 横田美香

1 業務内容

(1) 業務名

県内中小企業の価格転嫁促進支援企画運営業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

(4) 履行場所

広島市中区基町10番52号

広島県商工労働局中小企業支援課（広島県庁東館2階）

(5) 事業予算額

34,122千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

次の事項を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「55A情報提供サービス」、「56A広告・広報」、「56Dイベント」、「56Eデザイン」及び「61Kコンサルティングサービス」の資格を認定されている者であること。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県商工労働局中小企業支援課（広島県庁東館 2 階）

電話（082）513-3355（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和 8 年 2 月 17 日（火）から令和 8 年 3 月 2 日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

（2）公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記（1）アの場所

ウ 提出期限

令和 8 年 3 月 2 日（月）午後 5 時【必着】

エ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 8 年 3 月 3 日（火）までに通知する。

（3）提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記（1）アの場所

イ 提出期限

令和 8 年 3 月 18 日（水）午後 5 時【必着】

ウ 提出方法

持参又は郵便等による。ただし、郵便等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、県内中小企業の価格転嫁促進支援企画運営業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 審査日程

令和8年3月25日（水）のうち県が指定する時間（オンライン開催）

(3) 提案書評価基準

評価項目については、「県内中小企業の価格転嫁促進支援企画運営業務企画提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に評価を行う。

(4) 結果の通知

令和8年3月25日（水）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 公募型プロポーザルの延期又は中止

本件業務に係る歳入歳出予算が見積書の提出期限までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、当該公募型プロポーザルを延期又は中止する。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県商工労働局中小企業支援課 支援推進グループ（広島県庁東館2階）

電話 082-513-3355（ダイヤルイン）

メールアドレス syochusyo@pref.hiroshima.lg.jp